

【平成30年2月21日(水) 北海道新聞・読売新聞掲載】

【平成30年3月 7日(水) 北海道新聞掲載】

荷主の  
皆様へ

## トラックドライバーの労働環境改善 にご理解・ご協力をお願いします!!

荷主都合による荷積み・荷卸しの際の「待ち時間」、  
検品・仕分け等の「無償の附帯業務」が  
ドライバーの負担となっています

この度、国土交通省では、運送の対価としての運賃及び運送  
以外の役務等の対価である「料金」を、トラック運送事業者が  
適正に収受できる環境を整備するため「標準貨物自動車運送  
約款」を改正しました。

荷積み・荷卸しの際の「待ち時間」や「無償の附帯業務」を解消  
するためには、トラック運送事業者自らの努力はもちろんです  
が、荷主の皆様の計画的な発注などのご協力が欠かせません。

トラックドライバーの労働環境の改善に向けて、是非とも  
ご理解ご協力をよろしく願いたします。

### 標準貨物自動車運送約款の一部改正

発地又は着地における荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定し、  
発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込み料」  
及び「取卸し料」と規定することで、料金の内容を明確化。  
附帯業務の内容に「横持ち」「縦持ち」「棚入れ」「ラベル貼り」及び  
「はい作業」が追加になりました。



道民の願い交通安全

公益社団法人 北海道トラック協会

ホームページもご覧ください

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215 <http://www.hta.or.jp>